

1 申立書類

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録、相続財産目録、収支予定表
- 財産関係資料
- 任意後見受任者事情説明書

2 本人についての書類

- 戸籍謄本（写し（コピー）でも可）
- 戸籍附票または住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。写しでも可）
- 後見登記事項証明書（任意後見契約の登記）
- 後見登記されていないことの証明書
（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）
- 任意後見契約証書の写し
- 診断書（成年後見用）
- 本人情報シート写し

3 任意後見受任者についての書類

- 戸籍附票または住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。写しでも可）

4 任意後見監督人候補者についての書類 *推薦される場合には必要です。

- 戸籍附票または住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。写しでも可）

5 費用

- 収入印紙 800円（裁判所に対する申立手数料）
- 収入印紙1, 400円（登記をする際の手数料）
- 郵便切手2, 650円（内訳 500円×3枚、110円×5枚、50円×10枚、10円×10枚）

*後見登記に関する証明書は、福岡法務局で発行されます。